

2024年度ウクライナ避難民生活支援事業実施要綱

2024年4月1日制定

第1条（目的）

この事業は、2022年2月24日に発生したロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因し、兵庫県内在住の親族・知人等を頼りウクライナから本県に一時避難した避難民に対する兵庫県への寄附金等を活用し、県内市町と連携して生活準備及び日常生活への支援を実施することにより、世界に対して本県のプレゼンスを示すとともに諸外国との交流の促進に寄与することを目的とする。

第2条（対象期間）

本事業の支援対象期間は、2024年4月1日から2025年3月31日とする。

但し、最終の支援金支給対象期間（連続する最大12か月）が2025年4月以降に及ぶ場合は、2025年度要綱で対象期間を別途指定する。

また、この支援事業は、兵庫県が措置する予算の範囲内で実施することとし、対象期間内であっても、予算の上限に達した時点で新たな申請の受付は終了する。

第3条（ウクライナ避難民の定義）

この要綱において「ウクライナ避難民」とは、2022年2月24日に発生したロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因し、兵庫県内在住の親族・知人等を頼りウクライナから本県に一時避難した者で、本邦入国時に短期滞在の在留資格で入国を許可されたウクライナ国籍を有する避難民で、兵庫県内の公営住宅（県又は市町営住宅）への入居を希望する者をいう。

第4条（ウクライナ避難民の世帯等の定義）

この要綱において「ウクライナ避難民の世帯等」とは、前条の避難民が単身又は複数で同一の住居に居住又は一時避難することとなった生活の形態を一つの世帯等（単位）とし、同居者同士が親族であるか、同一の生計であるかは問わない。

第5条（兵庫県内在住の親族・知人等の定義）

この要綱において「兵庫県内在住の親族・知人等」とは、支援金の支給申請を行う時点で兵庫県内に住所を有する者で、避難民と直接的な交流がある旧知の個人とし、本件支援金の支給終了後も避難民を継続して支援でき得る経済的基盤を有する者（本支援事業において、過剰に重複して他の申請者の支援者となっていないこと等）とする。

第6条（生活支援金の支給対象者）

生活支援金の支給を受けることができるウクライナ避難民は、次の第1号から第4号までの全ての要件を満たす者の世帯等とする。

- 2022年2月24日に発生したロシアのウクライナ侵攻に起因し、ウクライナから本県に一時避難した者のみで同居する世帯等であること。
- 兵庫県内の公営住宅（県又は市町営住宅）への入居等（通常の入居か一時的な使用のための目的外使用許可かは問わない）を希望し、新たに入居申込（又は目的外使用許可申請）等をする世帯等であること。
- 新たに入居申込等を行う公営住宅が所在する市町長を經由（副申）して支援金の支給申請があるもの。
- 世帯員の全てについて、支給の申請及び受領をする時点までに、同じ、又は他の同種の公的な支援金や生活保護等の受給をしていないこと。

第7条（支援の段階及び概要）

支援の段階は、「①一時宿泊支援段階」「②入居準備支援段階」「③生活維持支援段階」とする。

- 一時宿泊支援段階：公営住宅入居までの間の県内宿泊施設一時滞在時支援（一時金）
- 入居準備支援段階：公営住宅での生活開始にあたり、必要な生活用品購入及び社会保険制度加入までの一定期間の民間健康（傷害）保険の加入等にかかる経費支援（一時金）
- 生活維持支援段階：公営住宅に入居（又は目的外使用中）の初期（連続する最大12か月）の光熱水費、通信費、共益費等相当額の支援

第8条（支援金の種類及び金額）

支援金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- 一時宿泊支援金：10,000円/人・泊（一世帯2人分を上限に最大10泊分まで）一時金で支給
- 入居準備支援金：500,000円/世帯 一時金で支給
- 生活維持支援金：120,000円/世帯・月（連続する最大12か月で月ごとに支給）

第9条（申請及び居住地の市町長の副申）

支援金の支給を受けようとする者（世帯等）は、所定の様式により、新たに居住しようとする公営住宅が所在する市町長（以下「居住地市町長」という。）を経由して申請するものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、居住地市町長は、申請書の記載事実と居住実態の確認を行い、適当と認めた者（世帯等）について、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「HIA」という。）に、速やかに副申するものとする。

第10条（支援金の支給申請の時期）

支援金の支給申請の時期については、支援金の種類に応じて次のとおりとする。

①一時宿泊支援金（一時金）

兵庫県内の公営住宅への入居等（通常の入居か一時的な使用のための目的外使用許可は問わない）を希望し、新たに入居申込（又は目的外使用許可申請）等を行ったことが、入居申込書等の（写し）により確認できる時点以降速やかに申請すること。

②入居準備支援金（一時金）

兵庫県内の公営住宅の管理者が、入居等（通常の入居か一時的な使用のための目的外使用許可は問わない）を許可したことが、使用許可書等の（写し）により確認できる時点以降速やかに申請すること。

③生活維持支援金

毎月1日～7日（初回月の申請はこの限りとししない。）までのうち、居住する市町の担当窓口が指定する日時に面談の上申請すること。

第11条（支給の決定）

HIAは、前条の規定による居住地市町長からの副申に基づき、支援金の支給を決定する。

第12条（支援金の支給）

支援金の給付は、第8条第2項の副申において支援が適当であることが確認できた申請者について、原則として直接本人に支給（一時宿泊支援金及び入居準備支援金については一時金、生活維持支援金については毎月）するものとし、同人の指定する振込口座に送金する。なお、振込口座を開設できていない又はできない場合には本人に現金で直接支給する場合がある。

第13条（事務処理）

この事業に関する事務は、HIAにおいて処理する。

第14条（実施細目）

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、HIAが別に定める。

附 則 この要綱は2024年4月1日から適用する。